

京都市職員の倫理の保持に関する条例による届出書等の 閲覧等に関する要綱

平成 12 年 10 月 16 日代表監査委員決定

改正 平成 22 年 5 月、令和 4 年 6 月

京都市職員の倫理の保持に関する条例による届出書等の閲覧等に関する要綱

(届出書等閲覧請求書)

第 1 条 京都市職員の倫理の保持に関する条例（以下「条例」という。）第 10 条第 2 項の規定により、特定職員関係業者等対応届及び贈与等報告書（以下「届出書等」という。）の閲覧を請求しようとする者は、届出書等閲覧請求書（別記様式）を代表監査委員に提出しなければならない。

(閲覧の場所及び時間)

第 2 条 届出書等の閲覧は、監査事務局において、月曜日から金曜日まで（京都市の休日を定める条例第 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する休日に当たる日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間にしなければならない。

(写しによる閲覧)

第 3 条 代表監査委員は、条例第 10 条第 2 項の規定により届出書等を閲覧に供することによりその保存に支障が生じると認めるとき、その他必要があると認めるときは、当該届出書等の閲覧に代えて、その写しを閲覧に供することができる。

(禁止行為)

第 4 条 届出書等（前条の規定による写しを含む。以下同じ。）を閲覧する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 届出書等を第 2 条に規定する場所以外に持ち出すこと。
- (2) 届出書等について破損、汚損又は加筆等の行為をすること。
- (3) その他届出書等の適正な保管を妨げるような行為をすること。

(中止命令又は禁止命令)

第 5 条 代表監査委員は、届出書等を閲覧する者が前条の規定に違反したと認めるときは、直ちに閲覧を中止させ、又は禁止することがある。

(その他)

第 6 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日（平成 12 年 10 月 16 日）から実施する。

附 則（平成 22 年 5 月 28 日代表監査委員決定）

この要綱は、決定の日（平成 22 年 5 月 28 日）から実施する。

附 則（令和 4 年 6 月 30 日代表監査委員決定）

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

